

発注仕様書

1. 委託名：令和元年度 熊本地震復興観光拠点整備等推進事業
羽田空港を活用した観光振興プロモーション業務委託

2. 場 所：東京都大田区羽田空港

3. 背 景

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震により、国道 57 号と J R 豊肥本線の寸断など交通インフラの影響や観光施設等の損傷により観光客、宿泊客数は大きく減少した。

阿蘇市のデータをみると、熊本地震前の平成 27 年入込客数は、4,938 千人であったが、平成 30 年 4,736 千人（平成 27 年比 95.9%）、宿泊者数については、平成 27 年 781 千人であったが、平成 30 年 625 千人（平成 27 年比 80.0%）となっている。このうち、訪日外国人の宿泊数は、平成 27 年 149 千人、平成 30 年 178 千人（平成 27 年比 119%）と地震前より増加しており回復の大きな要因であるが、国内観光客の宿泊数は、平成 27 年 447 千人、平成 30 年 308 千人（平成 27 年比 69%）であり、地震前の水準に戻っていない状況である。

4. 目 的：

熊本地震から 3 年が過ぎ、阿蘇山上への登山道などの交通インフラや温泉施設などの観光施設も復旧し、国道 57 号北側復旧ルートの完成や J R 豊肥本線の復旧も決まっております。これから更なる観光客増加に期待を寄せている。

しかし、国内観光客の回復が鈍化していることから、国内観光客を増やすため、公益社団法人日本観光振興協会が募集する 2019 年度「空港を活用した国内観光振興プロモーション」を活用し、旅客数年間 6,937 万人を誇る羽田空港でのプロモーションを展開する。これにより、阿蘇市の最寄り空港となる「阿蘇くまもと空港」と「羽田空港」との間の利用促進が期待される。また、震災からの復興を基軸に日本を代表するデスティネーションとしてのポジションを確立していくことから、阿蘇くまもと空港が阿蘇の玄関口としての機能を発揮することが期待できる。

これらのことから、熊本地震以降落ち込んでいた国内旅行客の早期回復を図り、観光消費拡大を図るとともに、阿蘇地域の観光振興につなげることを目的とする。

5. 内 容：

羽田空港を活用した国内観光振興プロモーションを実施し、阿蘇市への誘客を促す。

1) 実施期間：令和 2 年 3 月 6 日（金）～8 日（日）3 日間

2) 実施場所：羽田空港国内線第 1 旅客ターミナル

3) 主な P R 内容：

- ・熊本地震からの観光復興に向け開発された滞在プログラムを紹介
阿蘇ならではのアクティビティやジオツーリズム、カルチャーツーリズム、サイクルツーリズム、ウェディングフォトツアーなど
- ・阿蘇の観光情報等の提供
温泉復活を成し遂げた内牧温泉の魅力や阿蘇のあか牛など「食」の魅力を紹介

4) 参加予定団体：

- ・阿蘇市観光協会、阿蘇温泉観光旅館協同組合、阿蘇ジオパーク推進協議会
一般社団法人テレワークセンターなどから 8 名程度

5) 費用内訳の想定：

- ・立会（設営時、撤去時）／申請に関する費用（約 9 万円）
- ・プロモーションスペースの利用料、フリーペーパー特集記事掲載料は、日本空港ビルディング株式会社の協力により無料
- ・無料貸し出し備品：ストックスペース／オクタパネル 4 m²、床タイルカーペット椅子 4 脚、机 2 卓（テーブルクロス紺セット）、音響機材（マイク、スピーカー等／オペレーター費は別途）、42 型モニター（DVD Player or Media Player）
- ・上記無料貸し出し備品の設営、撤去関係費（約 18 万円）A=4.00m×6.00m
- ・独自 P R 素材及びノベルティ等作成費（実費）
- ・ふるさと納税（ASOMO）プレゼント抽選会（仮称）の商品代（実費）
- ・阿蘇市ゆるキャラあか牛くんの着ぐるみ送料（実費）
- ・参加団体旅費（滞在費）8 名程度（実費）
- ・その他のアイデア及び会場装飾等に関する企画制作、設営、撤去関係費（実費）

6) その他：

- ・本プロモーションは、公益社団法人日本観光振興協会が募集する 2019 年度「空港を活用した国内観光振興プロモーション」を活用するものである。募集方針に、災害被災地の観光振興の記載があり、被災地支援の取り組みでもある。

6. 委託期間：

契約締結の日から令和 2 年 3 月 27 日まで

7. 成果品：

- 1) 報告書／紙媒体（A4 判）； 3 部
- 2) CD-ROM または DVD-ROM： 1 部

8. 注意事項等：

- 1) 本業務を履行するうえで知り得た情報等については、第三者に開示または漏洩しないこと。
- 2) 本業務の成果物となる報告書および二次的著作物については、阿蘇市に帰属するものとする。
- 3) 本業務の実施にあたっては、関係する法令および諸規程を遵守すること。
- 4) 本仕様書に記載のない事項であって、本業務の遂行に必要と認められる事項が発生した場合には、監督職員に速やかに協議し、その指示に従うこと。